

西宮市地域版防災マップ自主協働作成支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の防災意識の向上並びに災害時における円滑な避難行動の実施のため、地縁団体等が自主的に取り組む地域版防災マップの作成を西宮市が側面支援する事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定める。

(支援対象となる地縁団体等)

第2条 支援の対象となる地縁団体等（以下「支援対象団体」）は、市長へ規約等届出のある自主防災組織あるいは地域住民を活動主体とした自治会等とし、かつ500世帯以上（世帯数は毎年4月1日現在）で構成されるものとする。なお、世帯数が要件に満たない場合は、必要数を満たすよう近隣の地縁団体等と協働して申請することも可能とする。

2 地域版防災マップ（以下「マップ」という）の作成に取り組む人数は、マップ作成対象地域から20名以上の参加を募ることとする。

(地域版防災マップ)

第3条 支援対象団体に取り組むべきマップとは、地域住民が実際に図上訓練やまち歩きを行いながら、地域の災害履歴、ハザード、危険箇所、避難場所、避難経路等などを確認したうえ、避難行動に必要な十分な情報を白地図等に記載されたものとし、その他、災害時の連絡先や災害情報の取得方法、家族の連絡方法なども適宜記入されたものとする。

(支援内容)

第4条 第2条に定める支援対象団体から次条の申請を受けた場合は、市長は予算の範囲内で次の各号に掲げる支援内容を適宜実施するものとする。

- (1) マップ作成に係る消耗品（筆記用具、ふせん紙、ハサミ、ファイル、バインダー等）の支給。
- (2) 各種防災関連資料などの貸与。
- (3) 防災士等のアドバイザー派遣。ただし、派遣回数は3回を上限。
- (4) マップの印刷用基図データの作成
- (5) マップの印刷。ただし、印刷部数は世帯数の2割増しを上限。
- (6) マップ印刷成果品の支給。

(申請)

第5条 市の支援を受けようとする支援対象団体（以下「申請団体」）は、西宮市地域版防災マップ自主協働作成支援事業申請書を、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) マップ作成及びまち歩きの企画書（任意）
- (2) 申請団体に係る規約あるいはそれに準ずるものの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは支援を決定し、西宮市地域版防災マップ自主協働作成支援事業決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 支援の決定を受けた申請団体は、マップの作成が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は年度末のいずれか早い期日までに、西宮市地域版防災マップ自主協働作成支援事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) マップ作成時のグループワーク等の記録
- (2) まち歩きでの観察結果を記入した図面
- (3) まち歩きやグループワーク等の住民の活動状況の確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(受領書の提出)

第8条 市からマップ成果品の支給を受けた支援対象団体は、速やかに西宮市地域版防災マップ成果品受領書を市長に提出するものとする。

(マップの活用)

第9条 支援対象団体は、支給されたマップを活用した自主的な防災訓練を行うとともに、西宮市が実施する各種防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加することとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。